

# 法人市民税

法人市民税は、福島市内に事務所や事業所がある法人（会社など）に対してかかる税金です。個人市民税と同様に「均等割」と法人の所得に応じた法人税額（国税）をもとに課される「法人税割」があります。

なお、福島市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、各市町村ごとの従業者数で案分して法人税割額を納めることになります。

## 1 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮、宿泊所等がある法人で市内に事務所、事業所がないもの	○	—
市内に事務所、事業所などがある公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業をおこなっているもの	○	○
市内に事務所、事業所などがある公益法人等で、収益事業をおこなわないもの	○	—

## 2 均等割

均等割は、次の区分による税率（年額）になります。

法 人 等 の 区 分	従業者数	税率（年税額）
公共法人、公益法人等、人格のない社団等、一般社団、一般財団法人 等	—	50,000 円
資本金等の額が1千万円以下の法人	50人以下	50,000 円
	50人超	120,000 円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000 円
	50人超	150,000 円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000 円
	50人超	400,000 円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000 円
	50人超	1,750,000 円
資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	410,000 円
	50人超	3,000,000 円

(注) 1. 従業者の数…市内にある事務所、事業所又は寮などの従業者の合計数

(給与、報酬等の支払いを受ける方すべて。パートタイマーも含む)

2. 資本金等の額…法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額

3. 従業者数及び資本金等の額は、その法人の事業年度の末日で判定する

### 3 法人税割

(1) 課税標準額

法人税割は、国（税務署）に申告した法人税額が計算のもとになります。

(2) 税率と税額の計算方法

法人税額 × 税率（13.4%）＝法人税割額

福島市の税率	標準税率	制限税率
13.4%	12.3%	14.7%

(3) 飯野町合併に伴う不均一課税について

合併に伴う経過措置として、下記条件を満たす場合は下記税率が適用されます。

（条件）

- ・対象となる法人：平成20年6月30日の時点で合併前の福島市内に事務所等がなく、合併前の飯野町内に事務所等を有している法人
- ・対象となる事業年度：事業年度の終了日が平成20年7月1日から平成26年3月31日に到来する事業年度

（適用税率）

12.3%

### 4 申告と納税

税金を納めなければならない法人等が、自分で税額を計算し、均等割額と法人税割額の合計額を申告して、納めることになっています。

事業年度		申告期限及び納付税額
6ヶ月	確定申告	事業年度終了の日から、原則として2ヶ月以内 申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間（予定）申告	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 イ. 予定申告：均等割額の1/2と前事業年度の法人税割額の1/2との合計額 ロ. 中間申告：（仮決算による）…均等割額の1/2とその事業年度開始の日以後の6ヶ月の期間を1事業年度とみなして算出した法人税割額との合計額
	確定申告	事業年度終了の日から、原則として2ヶ月以内 申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額 なお、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額